主催：東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会
【問い合わせ先】03－3595－8575（第一東京弁護士会）

原発事故区域外避難者（自主的避難者）無料相談ウィーク開催

2014年2月3日～2月7日（午前10時～午後8時）

原発事故から3年近くが経とうとしていますが、未だに福島県から首都圏には1万5000人以上の方が避難をしています。その中には、放射線の不安等から政府の避難指示によらずに避難をしてきた方が多数いるといわれています。これらの方々は東京電力から十分な賠償も受けられず、今後の生活に大きな不安を感じているものと思います。

今回、東京三弁護士会では、こういった方々を対象に**原発賠償問題（裏面参照）、生活上の困りごとなどの相談**を1週間集中して受けることにしました。今まで避難指示区域内の方に遠慮して相談会に行きづらかった方、自主的避難者なので東京電力からの僅かな賠償金以上に受け取ることは無理なのだろうと諦めていた方等、この機会にぜひ弁護士にご相談下さい。

場所：東京都内の各法律事務所

23区内（渋谷、池袋など）、多摩地区内（立川）の法律事務所で、1枠1時間の相談を無料で受けることができます。場所・日時については予約時にご希望を聞いて指定させて頂きます。

※ご予約は先着受付順になります。ご了承下さい。

予約電話番号　03－3595－8575

受付時間　平日9時～16時

こんな悩みや疑問はありませんか？

□東京電力から大人1人8万円の賠償金は受け取っています。それ以上はもらえないと聞きました。本当ですか？

□ADRって耳にしますがどんな手続きですか？申立をするとどんなメリットがあるのですか？

□避難により家族が別れて暮らしているので食費や光熱費が余計にかかっています。どうやって請求すればよいのでしょうか？

□福島と何度も往復しているので多額の交通費がかかっています。請求したいけど領収書がないとダメですか？

□避難により収入が減少しました。自主的避難者でも就労不能損害は認められますか？

□放射線の影響で事業を断念せざるを得なくなりました。営業損害はどうやって計算すればいいのでしょうか？

□自宅を除染しましたがその費用は賠償してもらえますか？

□都内の借り上げ住宅に住んでいますがいつまで住めるのでしょうか？その後の生活がどうなるか不安です。

□弁護士に頼みたいけど費用のことが気になります。

□全国では裁判をやっている人がたくさんいると聞きました。どのような請求をしているのでしょうか？自分もやりたい時はどうすればいいですか？

□その他いろいろ・・・

～どうぞお気軽にご相談下さい～